

諮 問 事 項 一 覧

諮問番号	学 種	区 分	諮 問 事 項	備 考	頁	
第1462号(1)	小学校	定員増認可	札幌三育小学校の収容定員に係る学則変更認可について		1	
第1462号(2)	高等学校	広域の通信制課程に係る学則変更認可	クラーク記念国際高等学校の収容定員等に係る学則変更認可について		2	
第1462号(3)			星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について		4	
第1462号(4)	幼稚園	定員増認可	清明幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		5	
第1462号(5)			丘珠幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		5	
第1462号(6)			江別大谷幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		5	
第1462号(7)			函館ちとせ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		5	
第1462号(8)			函館ひかり幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		5	
第1462号(9)			ききょう幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		6	
第1462号(10)			滝川幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		6	
第1462号(11)			名寄カトリック幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		6	
第1462号(12)			はくちょう幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		6	
第1462号(13)			音更大谷幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		6	
第1462号(14)			定員減認可	若葉幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		7
第1462号(15)				函館白百合学園幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		7
第1462号(16)				芦別みどり幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について		7
第1462号(17)	法人解散認可	学校法人津別大谷学園の解散認可について		8		
第1462号(18)	専修学校	廃止認可	北海道造形デザイン専門学校の廃止認可について		9	
第1462号(19)		法人解散認可	学校法人栗谷川学園の解散認可について		10	
第1462号(20)		課程の廃止認可	北海道文化服装専門学校に係る課程の廃止認可について		11	

札幌三育小学校の収容定員に係る学則変更認可について (定員増)

諮問 第1462号 (1)

項目	申請の内容															
1 名称	札幌三育小学校															
2 位置	札幌市北区拓北4条1丁目14-1															
3 設置者	学校法人 三育学院 (理事長 島田 真澄)															
4 学校校長	大河原 一 義															
5 変更の時期	平成27年4月1日															
6 変更の理由	<p>少人数教育等の札幌三育小学校の特色ある教育を求める保護者が増えていることに対応するとともに、学校運営の安定化と教育環境及び教育内容の一層の充実を図るため収容定員を増員する。</p>															
7 収容定員変更の内容	現行	<table border="1"> <tr> <td>1 学年</td> <td>2 学年</td> <td>3 学年</td> <td>4 学年</td> <td>5 学年</td> <td>6 学年</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1 学級</td> <td>1 学級</td> <td>1 学級</td> <td>1 学級</td> <td>1 学級</td> <td>3 学級</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 学年 <u>5</u>人 × 6 学年 = <u>30</u>人 (学級数 3)</p>	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	3 学級	
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計									
	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	3 学級										
変更後	<table border="1"> <tr> <td>1 学年</td> <td>2 学年</td> <td>3 学年</td> <td>4 学年</td> <td>5 学年</td> <td>6 学年</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1 学級</td> <td>1 学級</td> <td>1 学級</td> <td>1 学級</td> <td>1 学級</td> <td>4 学級</td> <td></td> </tr> </table> <p>1 学年 <u>10</u>人 × 6 学年 = <u>60</u>人 (学級数 4)</p>	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	4 学級		
1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	合計										
1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	1 学級	4 学級											
増減	1 学年 5人 × 6 学年 = 30人															
8 経費及び維持方法	児童納付金、その他収入をもって充てる。															
9 教職員組織及び施設設備の状況	基準上支障なし															
10 備考																

クラーク記念国際高等学校の収容定員等に係る学則変更認可について

諮問第1462号(2)

項目	申請の内容	基準に対する適合																																																												
1 名称	クラーク記念国際高等学校																																																													
2 位置	深川市納内町3丁目2番40号																																																													
3 設置者	学校法人 創志学園 (理事長 大橋 博)																																																													
4 校長名	三浦 雄一郎																																																													
5 変更の理由	生徒の多様な選択の幅を広げ、より多くのニーズに応えるため、収容定員の学科間の変更や教育区域の拡大を行うほか、面接指導等実施施設の追加、移転等を行う。また、教育課程、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項の規定を変更する。																																																													
6 変更の時期	平成27年4月1日																																																													
7 変更の内容	<p>(1) 学科間の収容定員変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更後</th> <th colspan="2">現行</th> </tr> <tr> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>収容定員</th> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通信制</td> <td>国際学科</td> <td>2,000人</td> <td rowspan="2">通信制</td> <td>国際学科</td> <td>3,450人</td> </tr> <tr> <td>情報科学科</td> <td>480人</td> <td>情報科学科</td> <td>1,230人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>普通科</td> <td>10,000人</td> <td></td> <td>普通科</td> <td>7,800人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>12,480人</td> <td colspan="2">計</td> <td>12,480人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 通信教育を行う区域の変更 別紙新旧対照表のとおり山形県、滋賀県及び鳥根県を追加 (36都道府県→39都道府県)</p> <p>(3) 面接指導及び試験を行うことのできる施設(他の学校等)の追加等 施設追加【7施設】 ア ① I P U 環太専門学校(短期大学部(愛媛県宇和島市)【短期大学】) ② 武蔵野学校早稲田国際校(東京都武蔵野市)【専門学校】 ③ 専門学健康科学専門学校(兵庫県芦屋市)【専門学校】 ④ 関西学院健康科学専門学校(兵庫県芦屋市)【専門学校】 ⑤ タカラテサライン専門学校(鹿児島県鹿児島市)【専門学校】 ⑥ 横浜健育インス学院(神奈川県横浜市)【指定技能教育施設等】 ⑦ ネムムハインス学院(徳山県(山口県周南市)【指定技能教育施設等】)</p> <p>イ 施設の移転【4施設】 ク クラーク高等学院札幌校白石キャンパス(北海道札幌市(市内移転)) ク クラーク高等学院施設等【指定技能教育施設等】 ク クラーク高等学院広島校(広島県広島市(市内移転))【指定技能教育施設等】 ク クラーク高等学院福岡東北九州市(市内移転)【指定技能教育施設等】 ク 施設の削除【7施設】 カ ① 専門学校テニカカレッジ神戸(兵庫県神戸市)【専門学校】 ② 中央高等専門学校(群馬県前橋市)【指定技能教育施設等】 ③ 中央高等専門学校桐生キャンパス(群馬県桐生市)【指定技能教育施設等】 ④ 中央ラーク高等学院東京(東京都千代田区)【指定技能教育施設等】 ⑤ 日本健康高等学院(神奈川県横浜市)【指定技能教育施設等】 ⑥ 日本健康高等学院豊田校(愛知県豊田市)【指定技能教育施設等】 ⑦ タカラテサライン専門学校(鹿児島県鹿児島市)【指定技能教育施設等】</p> <p>(4) 教育課程、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項の規定整備等 ① 教育課程、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項の規定整備 別紙新旧対照表のとおり ② 教育課程表の改訂 一般生及び技能連携生対象の教育課程表における一般教科「芸術」の科目設定を「美術」「工芸」「I」を選択科目として追加、及び専門教科「美術」の科目「美術史」の単位数の変更</p>	変更後		現行		課程	学科	収容定員	課程	学科	収容定員	通信制	国際学科	2,000人	通信制	国際学科	3,450人	情報科学科	480人	情報科学科	1,230人		普通科	10,000人		普通科	7,800人	計		12,480人	計		12,480人	<p>適 ・ 否 高等学校通信教育法第11条「他の学校等使用可」</p> <p>適 ・ 否</p>																												
変更後		現行																																																												
課程	学科	収容定員	課程	学科	収容定員																																																									
通信制	国際学科	2,000人	通信制	国際学科	3,450人																																																									
	情報科学科	480人		情報科学科	1,230人																																																									
	普通科	10,000人		普通科	7,800人																																																									
計		12,480人	計		12,480人																																																									
8 教職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="12">(単位：人)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>校長</th> <th>副校長</th> <th>教諭</th> <th>養護教諭</th> <th>講師</th> <th>事務</th> <th>その他</th> <th>合計</th> <th colspan="3"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td>1</td> <td></td> <td>210</td> <td></td> <td>204</td> <td>249</td> <td>16</td> <td>682</td> <td colspan="3">教員5人以上、教育士1名</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td>1</td> <td></td> <td>53</td> <td></td> <td>266</td> <td>29</td> <td>3</td> <td>352</td> <td colspan="3">専任教員相当数</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td></td> <td>263</td> <td></td> <td>470</td> <td>278</td> <td>19</td> <td>1,034</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	(単位：人)												区分	校長	副校長	教諭	養護教諭	講師	事務	その他	合計				専任	1		210		204	249	16	682	教員5人以上、教育士1名			兼任	1		53		266	29	3	352	専任教員相当数			計	1		263		470	278	19	1,034				<p>適 ・ 否</p>
(単位：人)																																																														
区分	校長	副校長	教諭	養護教諭	講師	事務	その他	合計																																																						
専任	1		210		204	249	16	682	教員5人以上、教育士1名																																																					
兼任	1		53		266	29	3	352	専任教員相当数																																																					
計	1		263		470	278	19	1,034																																																						
9 経費方法及び維持方法	生徒納付金及びその他の収入を充てる。	適 ・ 否																																																												
10 備考	本認可にあつては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第3項の規定により、知事はあらかじめ文部科学大臣に届け出なければならぬことになっている。																																																													

新旧対照表

変更後	変更前
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>第5条 (区域) 本校の通信制教育を行う区域は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北海道 2. 岩手県 3. 宮城県 4. 秋田県 5. 山形県 6. 福島県 7. 茨城県 8. 栃木県 9. 群馬県 10. 埼玉県 11. 千葉県 12. 東京都 13. 神奈川県 14. 東京都 15. 東京都 16. 岐阜県 17. 静岡県 18. 愛知県 19. 滋賀県 20. 京都府 21. 大阪府 22. 兵庫県 23. 奈良県 24. 鳥取県 25. 大分県 26. 岡山県 27. 広島県 28. 山口県 29. 徳島県 30. 香川県 31. 愛媛県 32. 福岡県 33. 佐賀県 34. 長崎県 35. 熊本県 36. 大分県 37. 鹿児島県 38. 宮崎県 39. 沖縄県 	<p>第5条 (区域) 本校の通信制教育を行う区域は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北海道 2. 岩手県 3. 宮城県 4. 秋田県 5. 北福島県 6. 埼玉山県 7. 群馬県 8. 茨城県 9. 埼玉県 10. 千葉県 11. 東京都 12. 東京都 13. 東京都 14. 東京都 15. 東京都 16. 東京都 17. 東京都 18. 東京都 19. 東京都 20. 東京都 21. 東京都 22. 東京都 23. 東京都 24. 東京都 25. 東京都 26. 東京都 27. 東京都 28. 東京都 29. 東京都 30. 東京都 31. 東京都 32. 東京都 33. 東京都 34. 東京都 35. 東京都 36. 東京都
<p>第4章 教育課程・学習指導・連携措置・単位の認定及び卒業</p> <p>(学習指導) 第24条 通信制課程の学習指導は、添削指導、面接指導・計画教材を利用して行う放送、学習及び試験その他の多様なメディアを利用して行う学習及び学校学習指導要領に従って校長が別に定めるものとする。</p>	<p>第4章 教育課程・学習指導・連携措置・単位の認定及び卒業</p> <p>(学習指導) 第24条 通信制課程の学習指導は、添削指導、面接指導及び試験によって行い、これらの実施に当たっては、高等専門学校学習指導要領に従って校長が別に定めるものとする。</p>
<p>(単位の修得の認定) 第26条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 過去に在学した高等学校において習得した単位 5 校長は生徒が他の高等学校等において教科に属する科目を履修しその単位を履修したときは、認定を受けた当該単位を卒業に必要な単位に加えることができる。 6 校長は高等専門学校又は専修学校における学修の単位(大学、高等専門学校、高等専門学校、専修学校及び他の教育施設等における学修を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。) 7 校長は生徒が知識及び技能審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修を本校における科目の履修とみなし当該科目の単位を与えることができる。 8 前各項の認定は通信制の課程においては学期の区分ごとに行うことができる。</p>	<p>(単位の習得の認定) 第26条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 前各項の認定は通信制の課程においては学期の区分ごとに行うことができる。</p>

星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について

諮問第1462号(3)

項目	申請の内容	基準に対する適否																																				
1 名称	星槎国際高等学校																																					
2 位置	芦別市北7条西5丁目2番13																																					
3 設置者	学校法人 国際学園 (理事長 井上一)																																					
4 校長名	佐藤 尚 正																																					
5 変更の理由	生徒の学習環境の充実を図るため、学習センターを追加及び廃止する。																																					
6 変更の時期	平成27年4月1日																																					
7 変更の内容	(1) 学習センターの追加 ア 湘南学習センター(神奈川県中郡大磯町国分本郷1805-2) イ 名古屋学習センター(愛知県名古屋市東区泉1丁目2番8) (2) 学習センターの廃止 当別学習センター(北海道石狩郡当別町太美町1481-2)	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否																																				
8 教職員組織	(単位:人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>校長</th> <th>副教長・教諭</th> <th>教諭</th> <th>養護教諭</th> <th>講師</th> <th>事務職員</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専任</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>132</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>21</td> <td>6</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>兼任</td> <td></td> <td></td> <td>70</td> <td></td> <td>42</td> <td>24</td> <td>5</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>202</td> <td>1</td> <td>51</td> <td>45</td> <td>11</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table>	区分	校長	副教長・教諭	教諭	養護教諭	講師	事務職員	その他	合計	専任	1	3	132	1	9	21	6	173	兼任			70		42	24	5	141	計	1	3	202	1	51	45	11	314	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否 教員5人以上、教育上支障なし 事務職員 相当数
区分	校長	副教長・教諭	教諭	養護教諭	講師	事務職員	その他	合計																														
専任	1	3	132	1	9	21	6	173																														
兼任			70		42	24	5	141																														
計	1	3	202	1	51	45	11	314																														
9 経費及び維持方法	生徒納付金及びその他の収入を充てる。	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否																																				
10 備考																																						

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

【 定 員 増 】

諮問番号	第1462号(4)	第1462号(5)	第1462号(6)	第1462号(7)	第1462号(8)	
1 名 称	清明幼稚園	丘珠幼稚園	江別大谷幼稚園	函館ちとせ幼稚園	函館ひかり幼稚園	
2 位 置	札幌市東区北10条東14丁目2番8	札幌市東区北37条東27丁目1番1	江別市6条5丁目1	函館市松陰町9番7	函館市神山3丁目52番8	
3 設 置 者	学校法人清明学園 理事長 司馬 政一	学校法人清明学園 理事長 司馬 政一	学校法人江別大谷学園 理事長 奥村 翔	学校法人北海道キリスト 教学園 理事長 平 宏史	学校法人木村学園 理事長 木村 一雄	
4 園 長	司馬 政一	石崎 守正	山下 和人	小林 博子	後藤 秀子	
5 変更の時期	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	
6 変更の理由	就園幼児数の増加のため	就園幼児数の増加のため	就園幼児数の増加のため	就園幼児数の増加のため	就園幼児数の増加のため	
7 変 更 内 容	現行	12学級320名	12学級330名	5学級85名	7学級150名	6学級180名
	変更	12学級360名	12学級360名	5学級100名	7学級170名	6学級210名
	増減	40名	30名	15名	20名	30名
8 経 費 及 び 維 持 方 法	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	
9 教職員組織及び 施設整備の状況	基準を充足	基準を充足	基準を充足	基準を充足	基準を充足	
10 備 考	園児数(H26.5.1)306名	園児数(H26.5.1)293名	園児数(H26.5.1)91名	園児数(H26.5.1)160名	園児数(H26.5.1)161名	

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

【 定 員 増 】

諮問番号	第1462号(9)	第1462号(10)	第1462号(11)	第1462号(12)	第1462号(13)	
1 名 称	ききょう幼稚園	滝川幼稚園	名寄カトリック幼稚園	はくちょう幼稚園	音更大谷幼稚園	
2 位 置	函館市西桔梗町218番43	滝川市栄町2丁目7番13	名寄市西3条南4丁目17番1	苫小牧市北栄町3丁目4番6	音更町柏寿台1番14	
3 設 置 者	学校法人桔梗学園 理事長 川村 瑞枝	学校法人滝川学園 理事長 泉 敬止	学校法人旭川カトリック 学園 理事長 長尾 俊宏	学校法人沼ノ端学園 理事長 星野 邦夫	学校法人帯广大谷学園 理事長 伊藤 篤	
4 園 長	川村 瑞枝	泉 敬止	長尾 俊宏	小野里 みゆき	伊藤 篤	
5 変更の時期	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	
6 変更の理由	就園幼児数の増加のため	就園幼児数の増加のため	就園幼児数の増加のため	就園幼児数の増加のため	就園幼児数の増加のため	
7 変 更 内 容	現行	9学級260名	9学級240名	4学級100名	13学級300名	6学級140名
	変更	9学級290名	9学級260名	5学級120名	13学級340名	6学級160名
	増減	30名	20名	20名	40名	20名
8 経 費 及 び 維持 方法	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	
9 教職員組織及び 施設整備の状況	基準を充足	基準を充足	基準を充足	基準を充足	基準を充足	
10 備 考	園児数(H26.5.1)286名	園児数(H26.5.1)256名	園児数(H26.5.1)104名	園児数(H26.5.1)297名	園児数(H26.5.1)149名	

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

【 定 員 減 】

諮問番号	第1462号(14)	第1462号(15)	第1462号(16)		
1 名 称	若葉幼稚園	函館白百合学園幼稚園	芦別みどり幼稚園		
2 位 置	江別市5条5丁目8	函館市山の手2丁目 6番3	芦別市南1条東1丁目8		
3 設 置 者	学校法人 江別キリスト教学園 理事長 竹井 剛	学校法人白百合学園 理事長 式井 久美子	学校法人市村学園 理事長 高砂 裕司		
4 園 長	竹井 剛	堀 優子	須藤 美紀子		
5 変更の時期	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日		
6 変更の理由	認定こども園移行のため	地域における幼児数の減少	地域における幼児数の減少		
7 変 更 内 容	現行	4学級100名	8学級240名	6学級210名	
	変更	4学級 70名	6学級170名	6学級180名	
	増減	▲30名	▲70名	▲30名	
8 経 費 及 び 維持 方法	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等	入園料、保育料、その他 納付金等		
9 教職員組織及び 施設整備の状況	基準を充足	基準を充足	基準を充足		
10 備 考	園児数(H26.5.1)33名	園児数(H26.5.1)119名	園児数(H26.5.1)134名		

学校法人の解散認可について

諮問第 1462 号 (17)

区分	解散認可申請の内容
1 名称	学校法人 津別大谷学園
2 位置	網走郡津別町新町 1 6
3 理事長	青木 英昭
4 解散時期	平成27年3月31日
5 学校名	津別青葉幼稚園
6 解散の理由	設置する津別青葉幼稚園を廃止するため。 (私立学校法第50条第1項第1号)
7 残余財産の処分	残余財産が発生した場合は、寄附行為に基づき処分する。

私立専修学校の廃止認可について

諮問第 1462号 (18)

区分	廃止認可申請の内容
1 名称	北海道造形デザイン専門学校
2 位置	札幌市中央区北2条西20丁目6番地6号
3 設置者名	学校法人 栗谷川学園 理事長 栗谷川 悠
4 設置認可日	昭和54年3月1日
5 廃止の理由	年々本校が求めるデザインに対する意欲・情熱を持った学生が少なくなり、学校運営の継続が困難となったため、在籍生徒の卒業後に学校を廃止する。
6 生徒の処置	既に募集を停止しており、平成27年3月に全員卒業予定。
7 教職員の処遇	平成27年3月に全員退職予定。
8 廃止の時期	平成27年3月31日
9 指導要録等の保管	北海道総務部法人局学事課 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111

学校法人の解散認可について

諮問第 1462号 (19)

区分	解散認可申請の内容
1 名称	学校法人 栗谷川学園
2 位置	札幌市中央区北2条西20丁目
3 理事長	栗谷川 悠
4 解散時期	平成27年3月31日
5 学校名	北海道造形デザイン専門学校
6 解散の理由	設置する北海道造形デザイン専門学校を廃止するため。 (私立学校法第50条第1項第1号)
7 残余財産の処分	残余財産が発生した場合は、寄附行為に基づき処分する。

私立専修学校の課程の廃止認可について

諮問第 1462 号 (20)

区分	廃止認可申請の内容
1 名称	北海道文化服装専門学校
2 位置	札幌市豊平区豊平4条8丁目1番7号
3 設置者	学校法人谷内学園 理事長 谷内 昭治
4 設置認可日	昭和51年7月31日
5 廃止の課程	高等課程 服装科
6 廃止の理由	少子化により生徒の確保が困難となったため
7 生徒の処置	平成23年3月に全員卒業。在籍生徒なし。
8 教職員の処遇	服装科の教員については、平成23年3月に退職
9 廃止の時期	知事の認可日
10 指導要録等の保管	北海道文化服装専門学校 校長 谷内 眞佐子 札幌市豊平区豊平4条8丁目1番7号 電話 011-811-0101